

平成26年度第5回市民自治推進委員会

開催日時 平成27年1月20日 10時から

開催場所 市役所402会議室

出席者

(委員) 中川委員、藤堂委員、澤井委員、樋口委員、上田委員、入口委員、津田委員、橋本委員
(事務局) 中田市長公室長、杉浦市民活動推進課長、八重市民活動推進課長補佐、金子市民活動推進係長

欠席者

野口委員

【中川委員長】 皆さんおはようございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、案件に入らせていただきます。事務局から説明いただき、皆様から御意見を賜りたいと思います。

事務局から資料説明

【中川委員長】 意見・質問がございましたらお願いします。

【藤堂委員】 生駒市では長期財政計画は策定していないということだったけれども、他の自治体はありますか。

【事務局】 幾つかの自治体でありました。

【藤堂委員】 分かりました。それと、もう1点、たけモニのアンケート結果で、回答をされた方の男女比、年齢層は分かりますでしょうか。

【事務局】 122名の回答がございまして、男性が68名、女性が54名から回答いただいております。年代別に申し上げますと、10代が1名、20代が5名、30代が38名、40代が22名、50代が18名、60代が24名、70代が14名、80歳以上が0となっております。

【中川委員長】 資料の赤字と青字の区別と、それから後ろの方のプラスαの意味、もう一度教えてください。

【事務局】 まず、黒字は、委員の皆さんが検証シートに記入いただいた意見で、赤字は、例えばいただいた意見、会議での発言等でダイレクトにこれというのではないですが、ニュアンス的にこういったことおっしゃっているのではないかと、趣旨はそのままに編集して書いています。青字は、検証シートに事前に各課からその取り組みにおける問題点、課題点を記入いただきましたが、その中でも特に職員に対して周知した方がいいかと思われるものを書かせていただいております。プラスαとしているのは、意見に補足したというものです。

【中川委員長】 最終的な報告書はこれらが入るのですか。

【事務局】 会議資料として分かりやすくしたものですので、これは全部黒字にして、お名前と括弧書きのところは全部なくなります。

【中川委員長】 分かりました。他に意見等ございますか。

【樋口委員】 会議で出た意見や検証シートの意見はほぼ網羅的には書かれているだろうと思いますが、このまま各課の職員さんが読まれたときに、読んで終わってしまうのではないかと、余りにも網羅的に書かれていますので。だから、何かポイントになる、ここだけはこれから市民協働を進めていく上で大事にしてくださいというところ何か絞り込んで書いておかないと、思いが全然伝わって

かないのでないかと。多分、この委員会に来られていろんな意見を聞かれていたら、大事な部分とかメモでもとって記録されていくと思いますが、この文書だけであれば、なかなかこちらの思いは伝わっていかないのではないかと。だから、そのためにも少し大事なところを抜粋してでもお伝えしていかないといけないかと。それだけでは困るという部分もありますが、ただ、何も伝わらないより、何かきっちりと伝えるものがあつた方がいいのではないかと感じました。

【中川委員長】 それは最もな御意見としますとともに、どう行政内部にフィードバックするか。今後この報告書をどう活用するかに係わる問題ではないでしょうか。それをお答えいただいて、今の御意見をどう扱うかということが決まってくるのではないのでしょうか。

【事務局】 報告書については、全職員への周知を行う予定をしております。

一旦、これで1年間かけましての検証が終わりましたので、年度明けて職員向けに研修会なりを開催することによって、文章として表れていないもの、この委員会としての思いというものを伝えていきたいと考えております。

【中川委員長】 樋口委員いかがですか。それに向けて何かもう少し突っ込んだ提案ありませんか。

【樋口委員】 研修会で課長なり公室長なりが説明をされる時に、ポイントというのがあると思います。それが伝えようとする部分だと思いますので、それを箇条書きにして、報告書につけるのか手持ちの説明用資料として持つのかは別にしても、何かそこがないといけないのではないのかという意味では、これから研修会で説明されようとしている中身のポイントはここだというのは出てくると思うので、それを御提案いただけるとありがたいかと思うのですが。

【事務局】 研修での話につきましては、できましたら委員さんの中、例えば中川委員長から研修をしていただけたらという思いがございます。ポイントにつきましては、委員会としていろいろお話しいただければと。

【中川委員長】 例えば、今、委員がおっしゃっているのは、今回の検討結果の中の強調すべきところということですね、自治基本条例そのものでないですね。

【樋口委員】 違います。運用面でなかなか対応できていないのではないかと、意思決定のプロセスの中に市民意見がなかなか反映されていませんねとか、あるいはその努力もどこまでできているんですかということが、この委員会の中の雰囲気としてあつたのではないかと思います、その辺りがこれをざっと読んで伝わるのかどうかなのですが。

課ごとに市民協働、参画という部分で知恵を絞れるところもあるはずですし、いろいろやっているのでしょけど、まだまだ工夫の余地というのがあるということで、そこにもう少し知恵を絞りましょうよということも伝えていかないといけないと思います。どちらかというと、そういう疑念的な部分だけでもお伝えできないのかと。「おわりに」のところで若干書いていますけど、もう少しこれを肉づけしてみるとそれがひょっとしたらできるのかも知れませんが、検証作業した中で、共通した思いみたいなものを少し取り出せないかというのは少し感じたところです。

【中川委員長】 条例改正が軽微な内容で、条例の運用についての方がむしろ意味が深いですね。7ページの情報公開及び共有とか参画協働の原則、人権尊重は全庁的な問題で、各部局はそれを実現しようとしているのでしょうか。それから、まちづくりにおける参画の権利とか20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利も、具体的に青少年部局とか各まちづくりに係わる事業部局がどういう政策方針を持っているのかということを改めて問いかけていくというアクションを起こすのかなと感じます。

市長の責務とか職員の責務というのは、言わずもがなかなという気はします。

それから、指定管理者制度についても、効率性、経済性だけではだめという話も出ていましたから、

行政改革担当がこれについて考えてくださいということですね。

それから、総合計画は総合計画担当部局と協議しましたよ。だから、これについては問題提起したら、そのとおり変えますということで答えがすぐ返ってくると思います。

法務担当も、要綱行政から条例行政への転換というのはどう考えるのかという回答を求めてもいいかもしれません。

それから、行政評価も総合計画と連動しないといけないでしょう。なので、今まででしたら、経済性評価だけで、効果性評価、有効性評価を総合計画とタイアップしないといけないという話をどこまで実現できているかという答えになると思います。外部監査についてはどれぐらい実現に向かっているのかとか。

それから、市民自治協議会については市民活動推進課ですが、どういう展望を持っているか。他自治体との連携協力についても、今はどういうパートナーシップを結ぼうとしているか。生駒市は結構やっていると思います。そういう形で樋口委員は言われているような気がします。

【樋口委員】 できれば各課が何を課題として受けとめないといけないのかというのをもう少し明確に整理しておいた方がいいのではないかと。

【中川委員長】 こちらが提示して、それに対して各課の回答を求めるというか、どう思うのかとした方がこの作業は生きてくるのではないのでしょうか。

【樋口委員】 そうですね。大きな流れの話と各パートで具体的にここが課題でないかいう、そこは明確に見えるようにした方がいいと思います。

【中川委員長】 それほど難しい話と違うと思います。重たい課題に聞こえるけど、極めて実務的なこちら側の提示の仕方の問題だと思う。これを受けて、その部局としてどう受けとめて返してくれますかという、その往復関係した方がいいということだと思います。その方向で報告書ができたなら各部局に流す内部啓発も努力してもらえますでしょうか。

それでは、他にございますでしょうか。

【樋口委員】 検証結果で、1番目で条文改正する箇所、2番目で解説を変更する箇所となっておりますが、提言なので決め打ちのような表現でない方がいいのではないかとというのが1つと、それと、もう1点は、条文を改正する箇所と解説を変更する箇所が書き方が違い、分かりにくいので、解説を変更する箇所のような書き方をすればいいのではないかと思います。

【中川委員長】 解説の変更と条文の変更と書き方を統一した方がいいのではないかとということです。他に御意見ございますでしょうか。

【入口委員】 問1の自治基本条例を知っていますかのアンケート結果は事務局としてどのように感じておられますか。

【事務局】 前回とアンケート実施方法は異なりますので、一概に言うことはできないと思いますが、二十数%上がってますし、他自治体ではもっと低い数字の結果のところもありますので、高い方ではないかとは思いますが。

【入口委員】 実は私もそう思っています。というのは、この条例はほとんど生活に影響ない、全く知らなくても何の影響もない、将来的には非常に大きい条例かも知れませんが。そういう中でこれだけの数字になっているというのは、高いと思います。それから、私の自治会では、この数字以上知っていると思います。そういう意味では、かなり周知をしていると思います。

ただし、具体的にどういうことになっているのというのが分からないので、この条例の広報の仕方考えた方がいいかと思っています。具体的には、広報紙は結構見ていると思いますので、広報紙に例えば自治基本条例コーナーというようなものを定期的に掲載してもらおうと、二、三年かかるかも知

れませんが、かなり周知されるのではないかと思います。

【事務局】 確かに、このアンケートの自由意見でも、入口委員がおっしゃった意見と同じような意見がありました。

【事務局】 5年サイクルで一旦の見直しが終わりますので、何らかの方法を考えていきたいと思っています。

【中川委員長】 一番いいのは、小学生とか中学生に、このまちの仕組みはどうなっているのとの条例をもとに説明するのが一番分かりやすいと思います。

愛知県の高浜では、小学生の高学年の学校の先生とタイアップして、自治基本条例を広め隊というボランティア集団が紙芝居をやっています。そのうち、自治基本条例の第何条に基づいてここに市長が存在していますとか、議会はこうなっていますとか、これは地方自治法から出ている部分ですなど、地方自治法を読まなくても自治基本条例を読めば分かるようにしてあると説明しているようです。だから、そのように教育に投資していけば、よく理解しているという市民は増えてくると思います。

中学生とか小学生に投資して、いつになったら反映されるのかと思っていただめですよね。早かったら5年で効果が出ます。大人に一生懸命啓発、広報をするより話が早いかも知れないです。高浜には、自治基本条例を広め隊が、高浜というまちはこういうまちなんだということが分かったときに、子どもたちは僕たちも市民なんだということが分かって、ごみの不法投棄を監視する小学生の子どもたちの活動が始まりました。町のごみの不法投棄がなくなったという話もあります。自治力が高まっていったということです。そういうところにもっとアクションを起こしてもいいかも知れません。

アンケート後ろの方を見ても、意識の高い人でも知らなかったというのは、知りたくなかった、知りたくないとの姿勢だと思う。そのもう1つ向こうにあるのは、放っててもやってくれる、それが自治だろうと。自分は税金払ってればいい、あとは行政の責任という、そういうシステムチックな地方自治に対する過剰な安心感というようなものがどうも見てとれます。これ以上啓発、広報してもというのが私の考えです。それより、もっと子どもたちに投資して、まちの仕組みはこうなんだよと、地方自治法とか憲法を知らなくても、この自治基本条例だけ勉強したら分かるぞという、そうしていった方が話が早いかも知れません。この自治基本条例を読めば、「ああ、こういう仕組みなんだ」と分かるようにしてあるわけだから。

ただ、もう1つ何かアクションを加えたらこの人たちは動いてくれると思いますが、それが何なのかは、大変大きな政策課題です。

【事務局】 生涯学習課で寿大学というのを実施されており、受講されている一部の有志の方で、自治基本条例は立派な条例なので、もっと広めたいということで勉強会をされているという動きもあるようです。

【中川委員長】 いいことですね。

【入口委員】 広報の仕方は、例えば条例がこういうものですよと言っても、興味ないわけです。具体的な事象を捉まえて、それと条例とどうにかかわったかだと思います。そういうことでないと、なかなか一般の方には読みにくい。編集というか、広報の仕方だと思います。条例を書いても誰も読みません。それは少し工夫が必要かと思います。

【中川委員長】 例えばいろんな事業をやるときに会場に来られる方々に案内するような啓発パンフレットとか、何かあったりするときに、この仕事が例えば社会福祉事業法第何条に基づいてやっていますとか書いてあっても、自治基本条例の第何条と関連しますとか、自治基本条例と関連させて条文をくっつけていくという努力も必要かも知れません。

自治事務でなくて法定受託事務だから、自治基本条例を書かなくてもいいという発想でなく、例え

法定受託事務あるいは法基準該当事務であったとしても、自治基本条例ではこれに準拠するとか、そうして繋げていく練習をした方がいいのかも知れません。

【津田委員】 条文の検討というのが基本的なことになってますが、この委員会の中でもたくさん意見が出たと思いますが、運用そのものがどうなっているのかというのが一番大きなテーマであるし、そのために解説文を変更していくということが一番大きなことだと思います。

樋口委員が今言われたのは、ここで検討されたことについて、職員がどう捉えてどうアクションしていくかという話ですし、アンケートに関しては、それを市民が捉えてどういう認識をするかということだと思いますが、両方要ると思います。そのときに、条文という捉え方でなく、アクションとして何が必要で、何がどう変わっていくかということを表示していけるかという話だと思います。

そういう点でいくと、先ほどアンケートの問1の話がありましたが、意外と多いということと同時に、年齢層が意外と若いです。こういうことで、先ほど生涯学習の寿大学の話が出ましたが、こういうことを把握して動こうとしては人は、比較的年齢が高いです。にも拘らず、若い人で知っている人が結構いらっしゃいます。この流れの中で何をしていけばいいのかというのは、変更箇所がこうありました、アクションとしてこう変えました、そのことによって生駒市自体がこう変わっていきましたという、そういう流れがシリーズとして分かっていって、初めて「こうやって検討したことがこうやって実際に行われていくのだな」となると思います。

1つのこれまでの流れ、ニュースの流れというのは、こういうことがありました、エポック的な情報であって、そうでなくて、1つの完結していく流れを作っていくというような、先ほど委員長がおっしゃった、自治基本条例の何条からこれは物事が起こっているということとか、実際アクションが起こってこう変わっていったって変化していつているんですよというのが分かるような、その流れが分かるような情報提供というのが重要ではないかなと思うんですけどね。

【中川委員長】 貴重な御提案だと思います。フレームで押さえて物を考えていると、条例が何か宙に浮いたものみたいに市民に見えるのは当たり前のことなので、個別の事業とか業務を行う際、それを支えているのは自治基本条例の第何条ですとか、それを絶えずやる練習をしていく必要があるということですね。ところが、実際業務を行う際、何々法の何条に基づいてやっているだけだと、自治基本条例のことはあんまり意識していませんというのはあるのではないですか。でも、本当は市長部局はかなり依拠してやっているわけでしょう、市長の代理者として。そういう精神をもっと行政内部に浸透させていったら、あるいは記述させる練習をしていけば、物すごくそれが市民に浸透するのではないかと思います。制度論的なパンフレットを見ても、自治基本条例は出てきません。福祉、保健、医療、環境などは全部、何々法を前面に出してきて、実は法定受託事務で、国に頼まれて市が代わりにやっているわけですが、それも自治基本条例の中できちんと受けているということを示していく練習をした方がいいと思う。具体的な事業と法律あるいは条例と対応させていく練習をしていかないとということですね。

【橋本委員】 自治基本条例はすべての事を網羅するものですから、非常に膨大になりますので、これを市の職員、市民に全部を理解してもらうというのはなかなか難しいことだと思います。今日の資料では、解説と条例を変更するところはやっていただくことになるとと思いますが、ポイントは、条例の運用についての意見で、この条例をどうして運用していくかといったことを考えますと、この運用についての意見も全て実現するというようなことは難しいと思いますので、1テーマを絞って、一番重要なところはここというようなところを絞り込んで、広報とか、マスコミなどを使い、生駒市は自治基本条例を作って市の運営をしている、これは他の市には無いことだと、生駒市の特異性を発表する、広報するというような手段をとったらどうかと思いました。

この運用についての意見を全て職員の方に徹底するとか市民に知らせるということをしても、なかなか周知することはできないと思います。ワンイシューということで、何かそういう手段を使って、生駒市に自治基本条例ありということをもう一度ここで知らせたらどうかと思いました。

【上田委員】 アンケートの結果を見ていて、今後、自治基本条例をどうみんなに浸透していくかというのが本当に難しいですが、これは、浸透とかの問題でなくて、知っていただいたいのは議員さんと役所の職員で、私たちはその都度それに関してどうしていくかというような形かと思います。この委員と自治会の役員をして思うことがたくさんありまして、自治基本条例がこうなっているからこうだよと言ったら、自治会の人たちは、「難しいことを言うて、自分らはそれよりも今ごみの問題だ」とか「隣の人が、病院へ行くのを困ってる」とか、そういう話がみんなの共通の課題です。その中で、この件についてはこの条例のこの部分とか、社会福祉法のこの部分に該当するからここへ行っておいでとかという話をしていくと、みんなが分かってくる。ですので、運用の仕方ではそれはどうしていくかというのが大事なのと、それから、広報も、今まで配ってなかったマンションなどにも配ってますが、若いお母さん方、単身で来ている人とか赤ちゃんがいてる人は、物凄くそれで喜んでくれています。「自治会だより」も年に何回かしかなかったもので、先ほども話にありましたが、広報をもっと利用して、自治基本条例の見直しがあり、こういう結果が出ましたというのを載せる。自治会も、「自治会だより」を2回しか出さないのではなくて、私たちNPOは、頻繁に広報を利用していますので、自治会も載せたらいいと思います。

この前、自治会で大とんどをして、そこで振る舞いのぜんざいとか豚汁とかする際、自治会長が、近隣の自治会にお知らせしてるから来てくださって、そこでNPOの情報交換したりしていますが、それも広報を使えばみんなに情報行くとって伝えると、自治会長は認識していないことがありました。また、パソコンできない年寄り、小さい子どもさんで単身とか、夫婦だけがマンションに住んでいて、1人で一生懸命育児なさっている方々に何かをしていける方法は、今後、自治基本条例の中の1つとして皆さん方にお知らせできるような方法を行政でも考えていってもらいたいと思います。

市では、財源を縮小して行って、業務を外郭団体へおろしています。自宅の近くに健民グラウンドがあり、借りた人しか錠が開けられないから、子どもたちがトイレを使えない。公衆道徳で、犬のふんを放置するし、勧告にも従わないと罰則となる制度がありますが、子どもたちは仕方ないのでトイレの後ろの垣根で用を足している。この間ちょっと事件があったのですが、子どもが下痢をして、順番に周辺の家インターホンを押して、私の家で4軒目でしたが、来たときには漏らしてしまっていました。その子はみんなに恥はかくし、なぜ普段錠を閉めてしまうのかなと思います。なので、節約や、市は何かしてくださいというのは、結局みんな自分達に返ってきている。

だから、お互いにここは我慢しないといけないけど、みんなのためにしていこうというのが、自治基本条例の中でお互いがお互いを思いやるような感じのことが伝わっていければというのが、特に最近、何かぎすぎすしだしているの、思うことです。

【中川委員長】 参画、協働の背景には、人権の姿勢が無かったら無理でしょうという思想があります。お互いがお互いを思いやって、されているばかりでなく、する側にも回る、している者もされる側に回るみたいな、それは精神にはありますよね。

【上田委員】 そうですね。だんだんいろんなことが昔と変わって、いいことは一杯ありますが、前の方が、みんながお互いに、グラウンドが汚れてたらごみを拾っていたけど、金をもらって貸してるから、させといたらいいと、ごみを拾わないようになって、どっちもどっちだと思ってますが、お互いがぎすぎすしだしたら、まずいという気がします。

【樋口委員】 自治基本条例、あるいは、条例そのものというよりも、書かれていることを浸透さ

せ、実行させていくかということが一番大事なので、広報はもちろん大事なんです、一つひとつの事例を積み上げていくということが一番基本だと思います。アンケートにも出ているように、参画する機会が少ないという声もあります。以前からも言っていると思いますが、いろんな部分で参画できる機会を作ることはできるはずで、まだしきれていないものがたくさんあるのでないかと。それと、やっても、どこまでの参画を求めているかということで、まず、意思決定過程に参加して、そこに係わった人たちが自分らはきちんと自分の力でこれやってきたんだというような意識を持てるような場面がどれだけ作れているのかということを見ると、まだまだ不十分なのではないのかと。

だから、そういう意味で、機会を提供できるのは圧倒的に行政だと思うので、自治会ごとに自らのことを自分らで機会を作っていく、それはもちろん大事だし、そこは底流にありますが、やはり行政との係わりの中で行政がそういう機会をどんどん作っていったって提供していく、そこにどれだけの市民が係われて、その実績で関心が高まって次の自分たちの動きへ繋がっていくのかというところを期待しつつ、そういう機会をどんどん作っていく、その事例を積み上げていくということがやはり一番大事な部分なのでないのかと。そういうものがあれば、先ほど入口委員がおっしゃっていたように、このアンケートの中にも書いていますけど、その事例を広報して、こういう取り組みもやっていますということで、動きを浸透させていく、広報していったって浸透させていくということができるのかとは思いますが。

自治会等々、住民の自治の中でやっていくようなことについても、これはまた取り上げて広報していったって、ここではこんな取り組みを自主的にやっておられますよということを広めていく。何か、そういう広報と具体的事例の積み上げと、この両方をもう少し広げていかないといけないのではないかと。

【澤井委員】 今話されていたことに尽きると思いますが、特に事例というか、自治基本条例については、理念というか考え方ですね。それと、最初におっしゃったように生活レベルと随分かけ離れているわけです。だから、それをどう結びつけるか、生活レベル、生活事象まで、自治基本条例の各理念をおろすというか、砕くという作業が必要だろうと、それは事例とかだと思います。

事例についても、いい点悪い点とかも含めて、検証したらいいと思います。それをどう市民の中で共有するかと。そういう事例を幾つかきちっと出していけば、これが自治基本条例の言ってるこのことということが分かるかも知れない。そういう具体例として示す必要があるのだと思います。だから、単なる事例じゃなくて、事例の分析というか構造をきちんと検証する場が必要だと思います。そして、広報に載せるときに、その広報の載せ方、どれぐらいのスペースになるのか、そういった事例を継続して載せていくというのが必要かとは思いますが。

それから、もう1つは、自治基本条例の中の第2章基本原則ですが、自治基本条例というのは何かということで、やはり基本原則に戻したいと思います。4条の情報共有及び公開ですね。それから5条の参画と協働、それから6条の人権ですね。これを今回、自治基本条例はこういうものだというとき、どこまで表現できるかということかと。ですから、この条文については、さっきおっしゃったような市民はあんまり関係ないから、そういう考え方自身をどうやって伝えていくのかというようなことが必要だと思います。その点は、第5条で言えば、事例をきちんと示していくことが必要だと思う。

それで、もう1つ、最近思っていることは、上田委員もおっしゃいましたが、行政がぎすぎすして、上から目線になって、自分の都合で走り過ぎている。財源もないですし。そのままであれば市民にしわ寄せが行って、上から目線ということなんだけど、本来、施設は利用者のためにあります。やっている方からすると、管理する都合だけで鍵をかけるとか、要するに目線が届いていないですね。そういう点では、そういう行政の仕事は増える一方だし、お金はなかなかついてこないしということで、

絞ってきています。その絞り方が問題だと思います。具体的に市民に手渡すことができるような仕組みにはなっていないんだと思います。その点は、協働って本来そういうものだと思います。視点の転換が必要です。それを繰り返し言わないと、すぐ行政は自分の旧来に戻る。自分の都合で、行政の都合だけで考える。介護保険は、特に典型です。本来なら被保険者が自分の権利として介護保険サービスを使えるのに、権利がどこかへ行って、行政の方は介護保険の財源をどうやって守るかだけで介護保険サービスを切っていきますから。従来だったら、介護保険の場合でも、介護保険サービスを受ける人が自分でプランを作って、マイプランと言いますが、サービスをチョイスできるという本来の姿であって、今は、全然違ってきてますからね。その点を生駒市レベルでどう転換できるかと。でも、それはできると思います。そういうのが必要じゃないかなと。それが自治基本条例の協働の原則とか参画とかいう視点、基本的に利用者目線をどうやって確立するかだと思います。そのために行政がどう変わるかというのがポイントだと思います。その点で、職員向けの広報をどうするかと改めて思いました。それと、次から次へと新しいものが出てきます。生駒市も人権を扱う部局とはありますか。

【事務局】 人権施策課はあります。

【澤井委員】 それは、同和対策事業の延長上？

【事務局】 延長上というか……。

【澤井委員】 そうすると、やはり議論に枠がはまっているところがあって、従来の関係もあるから、その範囲が中心になってしまいます。一昨年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ができましたが、それについての対応はどれもやれないというか、障がい者差別禁止だったら、全部にあって、道路も含めてあるし、教育でもあるし、それらを統括する分野はないというような問題が出てきて、それをどうするのかというのはあります。

【中川委員長】 人権に関しては、結構ばらばらになってしまったように思います。女性の人権に関しては女性政策担当課が担当、外国人については国際交流が担当、障がい者については障がい福祉課が担当、残っている人権は何かといたら、同和問題で、自動的に消去法でなりますみたいな感じですね。ところが同和という言葉を使いたくないから、人権施策課という言葉を使っている。ところが、全ての人権にきちんと枝葉を伸ばしているのかといたら、違うと、ややこしい状態を作っているところがある。そここのところをもう一遍、総合調整する必要がある。元々は同和、全てを全体を通じた通則としての人権があって、女性の個別特殊性、障がい者問題の個別特殊性、同和問題の個別特殊性、北海道であればアイヌ族問題もある、あるいは岡山とか熊本では、長島愛生園の問題とか、それぞれある、H I Vの問題もある、そういう自治体独自の請け負っている課題については、それでまた深めていきますというけど、全日本的共通課題のものについては、人権全般で押さえていかないということが条例でも問われてきます

【藤堂委員】 皆さんおっしゃったようなことについては省かせていただき、市民参画とか市民自治の部分で言いますと、100%の市民が参画してくれるかということ、それは無理だと思います。ただ、いろいろな市民が参画しやすいような状況を、参画の機会を提供するということは必要だと思うので、それに乗ってこない人まですくい上げるというのは大変だと思いますが、そこに参加してみようというきっかけの仕組みをどう作っていくかというのが大切で、その辺の工夫というのはまだまだできるのでないかと思っています。

それとともに、よく話には出ておりますけれども、自分はやらないで、こうして欲しいということしか言わないような人たちを、どうやって動いてもらうようにするかというようなことを、実際に自治会を運営している者としては、どうしたらいいかというのはずっと悩んでいるところですが、何かいい知恵があったら教えて欲しいです。

そういうことで、小さな動きでも一生懸命されている方をもう少し評価できるようなことが地域としては必要なのかとも思いますし、そういう人は、行政に言っていってもみたいな感じで、いろんなところで点でしかない動きをしておられる方がいらっしゃるので、繋いでいくような仕組みというのが必要かと思っています。

【中川委員長】 一渡り御意見をいただきましたが、報告書そのものについてはこれでいいということだと思います。

樋口委員から出ました各部局に伝達するにおいては、ブレスポイントを置いて伝達していく、そして先方から返してもらうぐらいの姿勢が要るのではないかということをおっしゃったと思うので、そのようにしてくださると嬉しく思います。

それから、自治基本条例そのものが余り市民に一般的に認識がまだ深まっているとは思えないけれども、生駒は他の自治体に比べたら相対的に割合は高いのではないだろうか、認識は高いのではないだろうかという意見もありました。ですが、もっとこれを市民のものにしていくためにはどうしたらいいのだろうかという論点に移ったと思いますが、その1つとして、個別具体的な事業例とか事象例から、条例がこう生きている、条例がこれを支えているんですということをきちっと書いていくというような、そういう各部局の努力が必要だということですね。

各部局が国の法律に準拠してやっていますみたいな、あるいは自分ところの個別条例に準拠していますみたいなことだと思いますが、それを総括的に押さえている自治基本条例の第何条かがあるわけで、それをきちっと書くという練習をしていったらどうか。

さらに、もう1つ出てきたのが、一般通則としての基本原則、参画と協働、情報の公開と共有、それから人権の尊重、この3本の柱がきちっとこのまちに息づいているんですということをもっと浸透させるべきでしょうということかと思います。

それを具体的にしていくためにはどうしたらいいのかということですが、これは私の提案ですが、自治基本条例では、団体自治と住民自治という言葉は使っていないと思いますが、実は、自治法の原則で、自治基本条例を団体自治と住民自治と役割分担で解説するようなものが必要かも知れません。自治基本条例の記述内容は、市の団体自治が多いです、役所のあり方、議会のあり方とか。だから、団体自治を支える住民自治の役割というのがあって、その住民自治の役割に関する説明が欠けている。地方自治法上の住民自治は、団体統制権ばかりなんです、首長リコール、議会解散、条例の制定、改廃請求権とか。ところが、住民自治にはもう2つあります。市民自治協議会とか自治会、町内会、それからNPOが行っている活動、課題別市民活動の高まりも住民自治です。

だから、その3つの住民自治がしっかりすることによって、地域の人が普通の団体自治から供給を受ける一般サービスよりも高いレベルの安心・安全、それから利便を受けることができるのです。

さっきのグラウンドの話ですけど、お金を払うてる者がやったらいいというのは、最終的に、全部、団体自治に責任を押し返すことになります。団体自治は、団体自治でできる範囲しかできません。朝から晩までずっとグラウンド清掃する職員を充てるようなお金はありませんから。そうすると、相対的に住民自治の力が落ちてきたのだから、団体自治の限界サービスしか受けられない。自治会に入っていて、どう得するのかと聞かれたら、私は、安心・安全の保険を買っていると思えばいい、それから、顔と名前が分かり合って、挨拶できる人間関係に恵まれますと言ってます。それ自体、お金で手に入るものではないでしょうと思います。それは役所の方で供給してもらえるサービスと違いますから。御近所同士が挨拶しましょうと役所は言うことできませんから。そういうこと言えば、挨拶を強制していると言われます。

だから、住民自治がしっかりしているから相対的に高いベースの安心が手に入りますが、それを全

て団体自治にさせることができるという幻想をきちっと断ち切る必要があると思います。場合によれば、住民自治の手に団体自治の機能を一部取り返すことも可能という回路が、それは例えば市民自治協議会だと思うんです。だから、市民自治協議会ができれば、地区センターを自分たちで管理運営できるし、公園・グラウンドの管理も受けることができる、適正な価格で。そうすると、自分たちが経営主体になり、役所の方に行ったものを取り返すことだってできる、そういうことをこれからもっと説明していった方がいいのかも知れない。ただ、今回は報告書にそれを盛り込むのはちょっと時期尚早かと。今回は点検と我々の感想で留まっていますから、それは次期以降の委員会の仕事ではないかという気がします。

上田委員、そういうことですね。自治会、町内会でやっていることと自治基本条例が何か開いているかと、何でやろうとおっしゃってたんですね。ほとんど役所と議会、団体としての生駒市全体をどうするかという話なので、自治会、町内会ベースと合わないのと違うでしょうか。

【上田委員】 ですが、そこの中で考えていた大きなことは自治基本条例に入っている、そのところをみんなでちゃんと読み砕く。そのところがみんなはいかない。

【中川委員長】 よく読めば、まちづくりに参画する権利として、自治会、町内会ももっと若者を入れるべく努力しましょうと、自治基本条例に書いてあると言われますよね。若者、子どもたちにも保障しているわけですから。それは住民自治にも参加する権利はあるわけで、役所は若者を入れる努力をしています。自治会、町内会もその努力をしていく必要があると読む必要があるわけです。

【事務局】 本日、若干の微修正の御意見いただきましたので、反映させていただいたものをもって、この委員会における検証報告書としてまとめさせていただきたいと思います。この後、市長に対し、報告書がまとまりましたということで、報告書の提出をさせていただきたいと思います。

【橋本委員】 次回以降はどういう内容でしょうか。

【事務局】 来年度以降については、事務局で何らか考えている案件もありますが、その案件がある程度まとまりましたら、開催時期は未定ですが、あわせてお知らせをさせていただきたいと思っております。

【中川委員長】 この委員会は市民投票条例案や参画と協働の指針など検討、作成し、凄いがむしろにやってきました。このたび、約1年かけて自治基本条例の見直しを行いました、終了しました。そしたら何もないやないという話になりますが、そうでなく、この条例の運用が上手くいつてるのか、それから参画、協働も進んでいるかを点検しないといけないと思います。それをいかに上手くチェックする、あるいは、どうしたら一番行政も助かる、市民にも分かりやすいという方法があるのかなということを研究しないといけないかと思っています。

【事務局】 来年度以降になりますが、それがどれだけ波及しているのかという検証、事業の検証というところにシフトしていくことになろうかとは思っています。

【澤井委員】 例えば、各課から自慢の協働例を出してもらって、ここで議論していくとか。

【事務局】 各部局ではかなり施策をやってます。参画の機会の提供もいろいろやって、その辺の状況把握もして、紹介し、いろいろな意見を聞き、この委員会の存在も大きいと思っていますので、引き続き行政が取り組んでいる中での課題も見出していけるし、検証いただくというのはありがたいと思っています。

【澤井委員】 それと、住民自治の考え方ですね。

【中川委員長】 それは大きく分けて3つに分かれると思います。市民自治協議会がどうして具体的に事例としてできるか、それについても、この委員会が意見を言っていく必要があると思います。市民活動推進センターららポートの団体も頑張ってますが、だんだん情勢が変化してきています。頑

張り始めて力をつけてきているところ、落ちてきているところ、それから新しい活動の方に行きたい
と思っているところ、いろいろばらけてきていますので、そのままでもいいと思います。それか
ら、もう1つは、行政内部の参画と協働の推進力、高めていくための内部の仕組みの完成とか啓発で
す。これら3方向に、委員会の仕事がたくさんあるわけです。

ということで、本日は終了します。

— 了 —